



行  
發  
東京都

92

日  
次

告  
示

○令和七年度東京都人事行政の運営等の状況の公表  
.....（総務局人事部人事課）...

●東京都告示第千二十六号

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年東京都条例第八号）第六条の規定により、令和七

年度東京都人事行政の運営等の状況を公表する。

令和七年十一月四日

東京都知事 小池百合子

### I 人事行政の運営の状況

#### 第1 職員の任免及び職員数に関する状況

##### 1 採用者数及び退職者数の状況（令和6年度）

区分	採用者数	退職者数			
		定年 退職	勤務 退職	普通 退職	その他 退職
知事部局	987人	354人	216人	448人	38人
行政委員会等	37人	16人	15人	19人	2人
交通局	235人	182人	99人	70人	6人
水道局	139人	76人	24人	35人	1人
下水道局	72人	29人	25人	37人	5人
教育庁（学校）	4,474人	1,175人	541人	1,466人	34人
警視庁	989人	440人	642人	582人	24人
東京消防庁	859人	170人	226人	265人	10人
合計	7,792人	2,442人	1,788人	2,922人	120人
（注）	1 知事部局には、労働委員会事務局及び採用委員会事務局を含む（以下同じ。）。				
	2 行政委員会等とは、議会局、教育庁、選舉管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び済生会事務局をいう（以下同じ。）。				
	3 採用者数は、競争試験及び選考による採用者の計である。				
	なお、令和5年度中に実施した、令和6年度に向けた前倒し採用者を含む。				
	4 退職者数のその他の区分は、任期満了に伴う退職者、死亡退職者及び分限又は懸念処分による免職者の計である。				

2 昇任試験及び昇任選考の実施状況（令和6年度）

（1）人事委員会又は人事委員会の権限委任により任命権者が実施する昇任試験及び昇任選考

参考 「II 人事委員会の業務の状況」第1に記載されていとおりです。

（2）教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により教育長が実施する昇任選考

ア 東京都公立学校主任教諭選考

区分	受験者数a	合格者数b	倍率a/b
小学校	3,697人	1,148人	3.2倍
中学校	1,015人	512人	2.0倍
高等学校	672人	275人	2.4倍
特別支援学校	157人	132人	1.2倍
合計	5,541人	2,067人	2.7倍

## 東京都公報

## イ 東京都公立学校4級職(主幹教諭・指導教諭)選考

区分	受験者数a	合格者数b	倍率a/b
区分A	小学校	154人	105人 1.5倍
	中学校	49人	34人 1.4倍
	高等学校	33人	22人 1.5倍
	特別支援学校	21人	12人 1.8倍
	小計	257人	173人 1.5倍
	合計	711人	506人 1.1倍
ウ 東京都公立学校教育管理職選考			
区分	受験者数a	合格者数b	倍率a/b
区分A選考	小学校	163人	85人 1.9倍
	中学校	294人	216人 1.4倍
	高等学校	53人	47人 1.1倍
	特別支援学校	24人	20人 1.2倍
	小計	501人	393人 1.3倍
	合計	700人	506人 1.4倍

## エ 東京都公立学校校長職候補者選考

区分	受験者数a	合格者数b	倍率a/b
区分B選考	小学校	628人	157人 4.0倍
	中学校	125人	85人 1.5倍
	高等学校	71人	29人 2.4倍
特別支援学校		39人	9人 4.3倍
合計		863人	280人 3.1倍

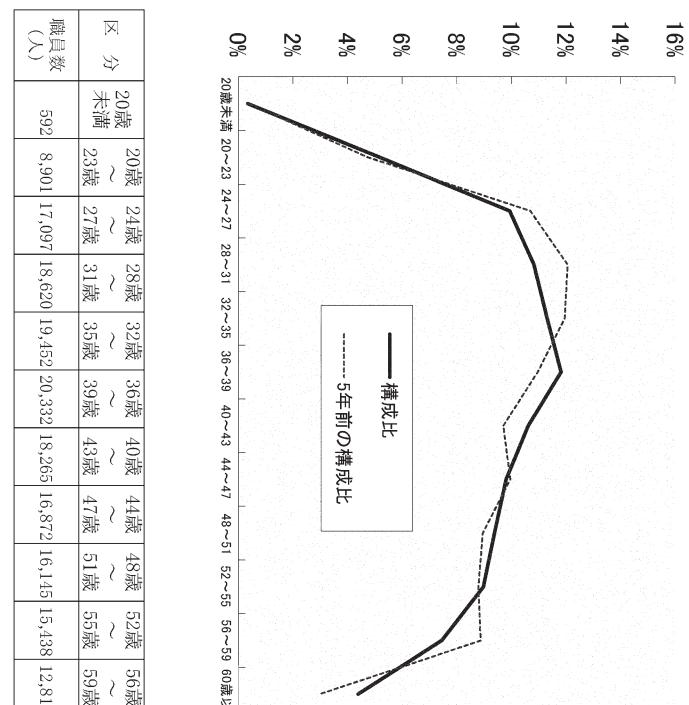
3 職員数の状況  
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数	前年数	増減数	主な増減理由
議会		147人	144人	3人	
総務		4,517人	4,268人	249人	増加理由:児童相談体制の強化、子ども子育て支援施策、
税務		3,033人	3,003人	30人	30人化、子ども子育て支援施策、
労働		792人	751人	41人	東京2025世界陸上・東京2025デフリンビックの開催関連の増等
農林水産		620人	609人	11人	東京2025世界陸上・東京2025デフリンビックの開催関連の増等
行政		707人	677人	30人	東京2025世界陸上・東京2025デフリンビックの開催関連の増等
農林水産		5,121人	5,096人	25人	減少理由:業務執行体制の見直し等
商工		3,249人	3,111人	138人	直し等
士生		3,367人	3,452人	△85人	(参考:人口100万人当たり職員数151.57人)
衛生		71,041人	69,844人	1,197人	(参考:人口100万人当たり職員数151.57人)
教育部門		46,377人	46,929人	△552人	実員配置の増減等
警務部門		19,709人	19,549人	160人	(参考:人口100万人当たり職員数1,115.88人)
消防部門		19,549人	160人	△36人	増加理由:業務執行体制の強化等
小計		158,680人	157,433人	1,247人	△36人
公営企業等会計部門		6,636人	6,672人	△36人	増加理由:業務執行体制の強化等
交通		3,412人	3,479人	△67人	減少理由:業務委託の拡大等
水道		2,524人	2,526人	△2人	大等
下水道		821人	827人	△6人	
その他					
小計		13,393人	13,504人	△111人	
		172,073人	170,937人	1,136人	(参考:人口100万人当たり職員数1,139人) 1,210.06人
		[[167,804人]]	[[166,665人]]	[[1,139人]]	

## (注)

1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、  
2 「 」内は、条例定数の合計であり、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含み、  
休職者、派遣職員及び会計年度任用職員等を除く。

## (2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	592	8,901	17,097	18,620	19,452	20,332	18,265	16,872	16,145	15,438	12,812	7,547	172,073

## 第2 職員の人事評価の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項で「職員の執務について、その任命者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」、第23条の3で「任命権者は、前条第1項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定しています。東京都では、東京都職員の人事考課に関する規程等に基づき、任命権者ごとに人事評価を実施しています。評定結果等は、各種昇任選考や昇給、勤勉手当、人材育成、配置管理等に幅広く活用しており、制度の見直しも適宜行っています。知事部局における人事考課制度の概要は、次のとおりです。

対象職員	制度の概要		
一般職員	評定者及び調整者	第一次評定	調整者

評定要素	最終評定		
業績評定	プロセス評定	プロセス評定	プロセス評定
○ 仕事の成果	○ 職務遂行力	○ 組織運営力（監督職）	○ 組織支援力（一般職）
（注）1 2	監督職とは、課長代理、統括技能長、技能長、担任技能長をいう。	取組姿勢	取組姿勢

評定者及び評定方法	最終評定		
● 管理職	第一次評定	最終評定	
評定者	部長	局長	
評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価	
● 管理職候補者			
評定者及び調整者	第一次評定	調整者	最終評定
評定方法	部長	局長	
（注）被評定者が部長級の場合は、第一次評定についても局長が評定	5段階絶対評価	—	5段階相対評価
評定要素（一般行政系の例）			
業績評価	職務遂行過程において發揮された能力（課題設		
職務の実績	定力・実行力・組織運営力）		

## 第3 職員の給与の状況

## 1 総括

## 1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日現在)	歳出額 △A	美質取支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)5年度 人件費率 %
令和6年度	14,002,534	8,888,803,019	418,198,775	1,699,495,661	19.1	18.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)						
区分	職員数 △A	給料	職員手当	期末	勤勉	-人当たり 給与費 B/A
				手当	計 △B	
令和6年度	157,433	638,197,791	281,968,851	322,656,164	1,242,822,806	7,894

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、定年前再任用短時間勤務職員、  
暫定再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
3 給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給  
与が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。  
4 都道府県平均は、令和5年度地方財政状況調査によるものである。

## (3) ラスパイレス指数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	民間給与 △A	公務員給与 △B	人事委員会の勧告 △A-B	勧告 (改定率) %
令和6年度	432,157	418,577	13,580 (3.24%)	3.24

区分	民間の支給割合 △A	公務員の支給月数 △B	較差 △A-B	人事委員会の勧告 △A-B	勧告 (改定月数) 月
令和6年度	4.90	4.85	0.05	0.05	0.05

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、  
「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について(平成27年4月実施)

<b>【概要】</b> 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び 地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。
<b>ア 給料表の見直し</b>
地域手当を20%に引き上げることを踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、給 料額を平均1.7%引下げ
<b>イ 地域手当の見直し</b>

区部・多摩地域について、国が定める1級地の制度完成時の支給割合と同様とするため、  
18%から20%への引上げを実施

## ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指標である。

2 ( )書きの数値は、地城手当補正後ラスパイレス指数を指す。地城手当補正後ラスパイレス指数とは、地城手当を加味した地城における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地城手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地城手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地城手当支給割合)により算出。)

3 ラスパイレス指数(地城手当補正後ラスパイレス指数を含む。)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

<b>【参考】</b> 都職員の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う勧告に基づき、都議会の審議を経て条例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を通じて反映する仕組みとなっている。 令和6年賃金構成基本統計調査(厚生労働省)によれば、全国を100とした場合に、都内民間企業の賃金水準においては、今後とも引き続き、人事委員会勧告に基づき、適正な給与水準を保っていく。
--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況  
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

ア

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	42.3歳	325,837円	470,901円	409,944円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
都道府県平均	42.4歳	321,156円	410,148円	362,985円

## イ 技能労務職

公務員				
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)
東京都	50.3歳	1,189人	289,995円	391,360円
うち清掃職員	57.8歳	16人	323,844円	460,606円
うち用務員	53.0歳	355人	278,350円	369,364円
うち自動車運転手	55.4歳	34人	282,832円	425,079円
うち守衛	57.3歳	26人	297,927円	447,423円
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—
都道府県平均	53.9歳	149人	308,506円	363,394円

参考  
A/B

民間			
区分	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
東京都	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理従業員	47.7歳	314,900円
うち用務員	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円
うち自動車運転手	乗用自動車運転者	57.9歳	304,900円
うち守衛	警備員	46.2歳	306,500円
			1.46

参考  
A/B

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間手当の額を加えた試算値である。

ウ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分

平均年齢

平均給料月額

平均給与月額

東京都	42.6歳	359,466円	463,122円
都道府県平均	44.8歳	370,607円	432,659円
小・中学校(幼稚園)教育職	—	—	—
東京都	39.7歳	354,959円	458,724円
都道府県平均	41.8歳	356,431円	412,158円

## オ 警察職

区 分

平均年齢

平均給料月額

平均給与月額

東京都	40.5歳	340,529円	541,980円
国	41.8歳	328,209円	—
都道府県平均	39.3歳	334,004円	475,875円
(注) 1 「平均年齢」は、10進法で小数点第1位までを表している。 2 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。			

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当(時間外勤務手当)などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

4 「国・都道府県における「平均年齢」、「平均給与月額」は、令和6年国家公務員給与等実態調査及び令和6年地方公務員給与実態調査によるものである。

## (2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分

東京都

国

参考			
年収ベース(試算値)の比較			
区分	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	—	—	—
うち清掃職員	7,664,600円	4,376,300円	1.75
うち用務員	6,038,981円	3,297,300円	1.83
うち自動車運転手	6,758,550円	4,084,700円	1.65
うち守衛	7,212,465円	4,162,500円	1.73

(注) 1 この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

3 毎月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間手当の額を加えた試算値である。

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

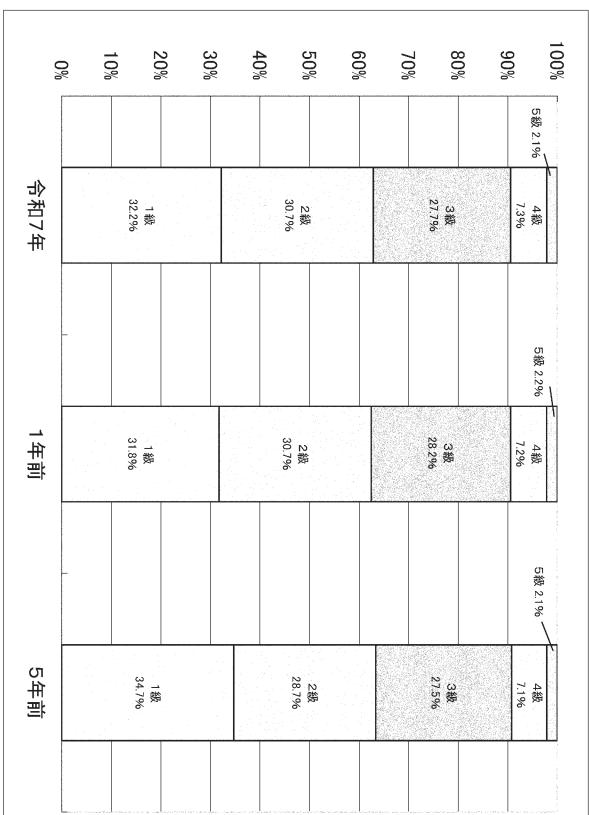
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職				一般行政職の級別職員数等の状況(令和7年4月1日現在)
高校 卒	292,024円	387,052円	391,633円	422,156円
中 学 卒	255,092円	317,558円	345,468円	364,863円
技能労務職	高校 卒	249,026円	303,845円	300,514円
中 学 卒	—	—	—	322,097円
高等学校	大 学 卒	327,956円	399,564円	424,262円
教育職	短 大 卒	291,162円	362,044円	381,611円
小・中学校	大 学 卒	328,127円	404,149円	429,698円
教育職	短 大 卒	311,837円	384,834円	413,168円
警察職	大 学 卒	301,310円	372,958円	401,653円
警 察 職	高 校 卒	279,096円	345,248円	376,348円
				400,029円

(注) 諸手当を含まない。

## 3 (1) 一般行政職の級別職員数等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	部 長	473人	2.1%	502,700円	535,900円
4 級	課 長	1,636人	7.3%	303,400円	462,200円
3 級	課 長 代 理	6,250人	27.7%	254,800円	419,300円
2 級	主 任	6,919人	30.7%	235,800円	364,100円
1 級	主 事	7,265人	32.2%	184,100円	325,800円

(注) 1 東京都の職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の級区分による職員数である。2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)

(百円) 6,000

令和7年4月1日現在

国10級  
都5級  
國9級  
國8級  
國7級  
國6級  
國5級  
國4級  
國3級  
都2級  
都1級  
國2級  
國1級— 東京都(R7)  
— 国家公務員(R7)

5,000

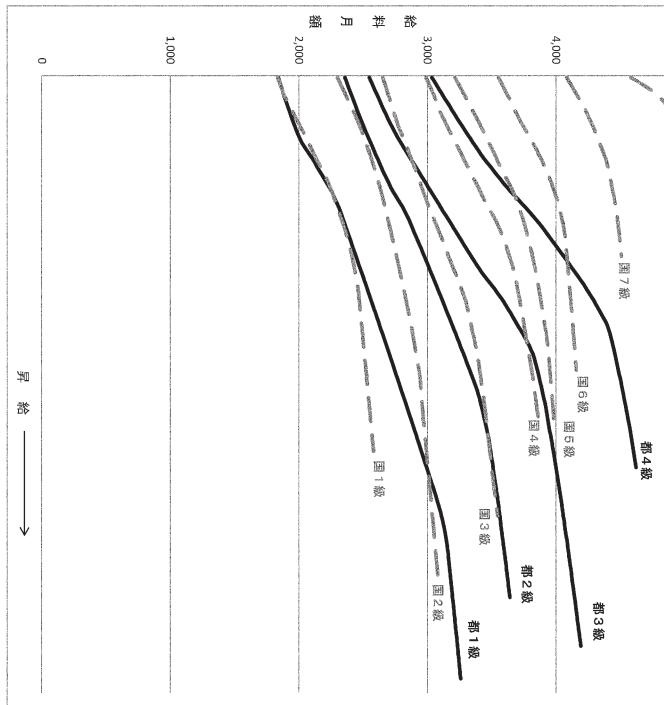
4,000

3,000

2,000

1,000

0



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日までにおける運用

令和7年4月1日現在

イ. 人事評価を活用している	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
活用している昇給区分	○	○	○	○
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定期				

## 【参考】昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況  
地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している(内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照)。年度から管理職に対する人事考課制度として勤務記録と自己申告を制度化し、昭和61年おおむねから一般職員に対しても実績評価制度と自己申告制度を導入している。

## 2 昇給への勤務成績の反映状況

管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分(昇給なし～6号昇給(前年度末55歳以上の職員についても昇給なし～2号昇給))を決定した。

## 一般職員についても、勤務成績に基づき昇給区分(昇給なし～6号昇給(前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給))を決定した。

令和7年4月1日の昇給において、一般行政職(知事部局の職員数13,696名中、上位区分(5号昇給～6号昇給(前年度末55歳以上の職員については1号昇給～2号昇給))に決定された職員は3,760名(27.5%))であった。

## 4 職員の手当の状況

## (1) 期末手当・勤勉手当

東京都	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 2,053 千円	—

## (令和6年度支給割合)

—

期末手当 2.50 月分 2.35 月分 (1.40) 月分 (1.15) 月分

勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分

(令和6年度支給割合)

—

(加算措置の状況)

—

職制上の段階、職務の級等による加算措置

・職務段階別加算 3～20%

・管理職加算 15～25%

(加算措置の状況)

—

職制上の段階、職務の級等による加算措置

・役職加算 5～20%

・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。)に係る支給割合である。

## (2) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	支給可能 ○ 支給実績が ある成績率 ○	支給可能 ○ 支給実績が ある成績率 ○
活用している成績率	支給可能 ○ 支給実績が ある成績率 ○	支給可能 ○ 支給実績が ある成績率 ○
上位、標準、下位の成績率	○ ○ ○ ○ ○	
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定期		

## 【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況	地方公務員法第23条に基づき、毎年管轄課について3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している(内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規定を参照)。昭和47年度から管轄課に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業務評価制度と自己申告制度を導入している。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況	都では、能力・業績主義の徹底を図る観点から、若手職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員を除く、)について、業績・能力総合評価の結果に基づき、成績率の段階(部長級は5段階、課長級は6段階)を決定している。一般職員については3段階)を決定している。令和12月の成績率は、部長級は10000分の22000から10000分の0の範囲内、課長代理級は10000分の18000から10000分の10902.5の範囲内、課長代理級以外の一般職員は10000分の17000から10000分の11025の範囲内で決定している。

## (3) 退職手当(令和7年4月1日現在)

東京都			国		
(支給率)	自己都合	勤退・定年	(支給率)	自己都合	勤退・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 2,350千円			1人当たり平均支給額 22,346千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (4) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度普通会計決算)	131,675,731 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)	834,913 円
支給対象職員数	支給割合
特別区、医師、歯科医師	113,063 人 20 % (特別区以外の医師、歯科医師は16%)
武藏野市、調布市、町田市、小平市、多摩市	13,345 人 16 %
八王子市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、稻城市、西東京市	19,052 人 15 %
立川市、三鷹市、東大和市、あきる野市	6,686 人 14 %
東久留米市、羽村市	1,496 人 10 %
武藏村山市	570 人 7 %
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	568 人 4 %
袖ヶ浦市	37 人 15 %
藤沢市	2 人 14 %
市原市	32 人 12 %
八街市	3 人 3 %
鴨川市、館山市、鋸南町	143 人 2 %
大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、久丈町、青ヶ島村、小笠原村	1,299 人 19.9 %
平均支給割合	18.4 %

(注) 「国」の制度(支給割合)の欄の平均支給割合は、支給対象職員に対し、国の割合で支給し

たと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

## 報 公 都 京 東

(5) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)			
支給実績(令和6年度普通会計決算)	8,756,385 千円	支給実績(令和6年度普通会計決算)	152,606 円
支給職員1人当たり平均支給手額(令和6年度普通会計決算)	36,3 %	職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	33 種類
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)
死体取扱・解剖等業務手当、死体処理手当	知事部局職員、教育庁職員、警視庁職員	死体取扱・解剖等の業務	399,524 千円
危険現場等作業手当、高所手当	知事部局職員、教育庁職員、警視庁職員	潜水作業、高所作業等	1,050 千円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治療・看護等の業務	1,339 千円
精神・神経疾患診療等業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置入院に関する業務等	1,602 千円
と畜解体作業等業務手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業務等	24,740 千円
放射線・有害物等取扱業務手当、放射線取扱従事手当、放射線取扱手当	知事部局職員、学校職員	放射線の操作業務等	6,539 千円
船員勤務手当	知事部局職員	船員法の適用を受けた職員の乗船勤務	11,599 千円
取締・折衝等業務手当	知事部局職員	取締業務、折衝業務等	3,516 千円
税務事務特別手当	知事部局職員	都税の賦課徴収の事務	19,024 千円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	20,942 千円
交替制勤務者等業務手当、深夜特殊業務手当、夜間緊急招集手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員、東京消防庁職員、愛知県警	深夜交替制勤務等の業務	2,155,623 千円
福祉等業務手当	知事部局職員	入所者の看護・介護等の業務	85,324 千円
小笠原業務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員	小笠原に所在する都の機関の業務	19,884 千円

指導医業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミーの研修計画に基づく指導業務	—	日額 4,500 円
特定看護分野従事手当	知事部局職員	医療安全対策、感染管理その他の特徴の看護分野に係る業務	1,520 千円	日額 750~2,700 円
夜間定時制教育勤務手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を置く高等学校における夜間学級通信教育の業務	1,343 千円	日額 520 円
特別支援学校看護業務手当	学校職員	特別支援学校における夜間学級、通信教育の業務	18,647 千円	日額 710~980 円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急義務等の検査、取締り等	1,372 千円	日額 200 円
検査等業務手当	警視庁職員	暴力団、国際犯罪組織等の捜査、取締り等	1,278,044 千円	日額 200~3,000 円、1件 310~410 円
交通整理取締手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係法令違反の取締り	75,125 千円	日額 300~510 円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び被留置者の管理等	138,901 千円	日額 370 円
警ら手当	警視庁職員	交番その他の派出所における業務等	839,511 千円	日額 300~500 円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の業務等	18,859 千円	1件 5,400 円、日額 250~500 円
特別救助手当、救助救助手当	警視庁職員、東京消防庁職員	自然災害等における救助・救助、国際緊急援助活動等	57,461 千円	1回 460~840 円、260~8,000 円
管制手当	東京消防庁職員	消防部隊の通用等の指令管制業務	10,505 千円	日額 200 円
横空作業手当、ヘリコプター従事手当	警視庁職員、東京消防航空機への搭乗、整備等の業務	96,574 千円	日額 640~1,230 円、1時間 400~8,120 円	
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等による検査又は鑑定業務	5,995 千円	日額 350 円
出勤手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	500,049 千円	1回 220~900 円、日額 2,600~5,500 円

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)					
手当名	内容及び支給単価	国との制限との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度普通会計決算)	支給員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)
救急手当	東京消防庁職員 傷病者の搬送、救急処置等の業務	1,037,672 千円 1回200~500円			
火災調査手当	東京消防庁職員 火災及び爆発の原因等の調査	8,168 千円 日額330円			
査察業務手当	東京消防庁職員 火災予防のための高度の検査等の業務	33,052 千円 日額300円			
高所活動危険手当	東京消防庁職員 はしご等を活用する高所での消防活動等	16,741 千円 日額220円			
(6) 超過勤務手当(時間外勤務手当)					
支給実績(令和6年度普通会計決算)	59,409,034 千円				
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)	376 千円				
支給実績(令和5年度普通会計決算)	58,126,070 千円				
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)	371 千円				
扶養手当					
支給実績(令和6年度普通会計決算)	15,000 円				
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)	3,000 円				
支給実績(令和5年度普通会計決算)	15,000 円				
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)	3,000 円				
居住手当					
支給実績(令和6年度普通会計決算)	15,000 円				
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)	3,000 円				
支給実績(令和5年度普通会計決算)	15,000 円				
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)	3,000 円				
初任給					
調整手当					
支給額					
(1) 医師・歯科医師	148,900~315,200 円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給期間	3,334,065 千円	191,294 円
(2) 都外施設等	121,200~215,700 円	異なる	【国】医師・歯科医師 ①離島・べき地 ②少人口町村 ③地域手当5級地以下 67,000~310,000 円	273,912 千円	1,496,787 円
(3) 職業医療院	69,800~207,500 円	異なる	④地域手当4級地 46,200~252,400 円		
(4) 保健所等	53,400~179,800 円	異なる	⑤地域手当1~3級地 34,400~185,500 円		
(5) 本学・研究所	18,500~125,200 円	異なる	(2) 医師技官等 18,200~51,600 円		
(2) 助産師・看護師等	900~5,800 円	異なる	(3) 研究員等 20,000~100,000 円		
※	開業(2)は学校等公務又は修業年以内経過後5年間支給	※ (1)及び(2)は採用から10年間支給			
通勤手当					
支給額					
(1) 交通機関等利用者	通勤のため交通機関等を利 用し運賃等の負担を常例とする 職員又は自転車等交通用具の使 用を常例とする職員に支給	異なる	交通用具使用者の支給額 【国】2,000~31,600 円	22,628,948 千円	163,889 円
(2) 交通用具使用者	通勤のため交通機関等を利 用し運賃等の負担を常例とする 職員又は自転車等交通用具の使 用を常例とする職員に支給	異なる			
(1) 原則として、6ヵ月定期券額 に応じた定額(①~③)×6月 ①一般:2,600~15,000 円					
(2) 通勤不使用:					
(3) 脱籍者:4,500~37,200 円					
(3) 交通機関・交通用具使用者 総額(1月当たり限度額150,000 円)					

単身赴任 手当	【内容】 公署の移転又は新規に給料表の適用を受ける職員と新たに事務に伴い、転居し、やむを得ない事由により配偶者等と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、單身で生活することを常況とする職員	距離制限、加算額 【国】 (1) 距離制限 60km以上 70,000円(職員・配偶者の住宅の距離が100km以上の場合に加算)	273,958千円	641,588円	【内容】 公署を異にする異動、在勤する職員の配偶者の移転又は新規に給料表の適用を受ける職員と新たに事務に伴い、転居し、やむを得ない事由により配偶者等と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、單身で生活することを常況とする職員
					【内容】 公署を異にする異動、在勤する職員の配偶者の移転又は新規に給料表の適用を受ける職員と新たに事務に伴い、転居し、やむを得ない事由により配偶者等と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、單身で生活することを常況とする職員
在宅勤務 手当	【内容】 在宅勤務を実施する職員の自宅又は要介護者の自宅等で勤務時間(休憩等)により勤務場所のない時間を除く)の全部を勤務場所に定めて、3ヶ月以上勤務する場合に支給(支給額)	距離制限、加算額 【国】 (1) 基本額 30,000円 (2) 加算額 6,000円～70,000円(職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)	273,958千円	641,588円	【内容】 在宅勤務を実施する職員の自宅又は要介護者の自宅等で勤務時間(休憩等)により勤務場所のない時間を除く)の全部を勤務場所に定めて、3ヶ月以上勤務する場合に支給(支給額)
					【内容】 在宅勤務を実施する職員の自宅又は要介護者の自宅等で勤務時間(休憩等)により勤務場所のない時間を除く)の全部を勤務場所に定めて、3ヶ月以上勤務する場合に支給(支給額)
給料の特 別調整額 (支給額) 手当	【内容】 給料の特別調整額(支給額) 手当のうち特に指定するものに支 給(支給額)	距離制限、減額の対象 【国】 (1) 任意の期間で、3ヶ月以内に勤務場所を越えて、1か月当たり平均10日以上勤務した職員に支給(支給額)	273,958千円	641,588円	【内容】 給料の特別調整額(支給額) 手当のうち特に指定するものに支 給(支給額)
					【内容】 給料の特別調整額(支給額) 手当のうち特に指定するものに支 給(支給額)
特地勤務 手当等	【内容】 特地勤務手当のうち、(1)特地勤務手当(支給額)×1/2+(扶養手当)×1/2+(2)特地勤務手当(支給額)×1/2+(扶養手当)×1/2+(3)特地勤務等時の(支給額)×1/2+(扶養手当)×1/2+(4)特地勤務手当(支給額)×1/100～扶養手当(支給額)×1/100	異なる 【国】 (1) 特地勤務手当 4/100～25/100 (2) 特地勤務手当に準 2/100～6/100	580,572千円	902,911円	【内容】 特地勤務手当のうち、(1)特地勤務手当(支給額)×1/2+(扶養手当)×1/2+(2)特地勤務手当(支給額)×1/2+(扶養手当)×1/2+(3)特地勤務等時の(支給額)×1/2+(扶 養手当)×1/2+(4)特地勤務手当(支給額)×1/100～扶養手当(支給額)×1/100
					【内容】 特地勤務手当のうち、(1)特地勤務手当(支給額)×1/2+(扶養手当)×1/2+(2)特地勤務手当(支給額)×1/2+(扶養手当)×1/2+(3)特地勤務等時の(支給額)×1/2+(扶 養手当)×1/2+(4)特地勤務手当(支給額)×1/100～扶養手当(支給額)×1/100
【内容】 離島での他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する当該学校等への異動又は採用に伴つて、住居を移転した学校職員を支給(支給額)	【内容】 離島での他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する当該学校等への異動又は採用に伴つて、住居を移転した学校職員を支給(支給額)	異なる 【国】 (1) 管理職直 4,100円～25,400円 (2) 管理職手当 2,100～6,100円	580,572千円	902,911円	【内容】 離島での他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する当該学校等への異動又は採用に伴つて、住居を移転した学校職員を支給(支給額)
					【内容】 離島での他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する当該学校等への異動又は採用に伴つて、住居を移転した学校職員を支給(支給額)
【内容】 定時制 通信教育 手当	【内容】 定時制の課業又は通信制の課業に支給額(支給額) (教職調整額を含む) ×支給割合(2/100～5/100)	687,708千円 1,023,375円	211,500千円 169,200円	【内容】 定時制の課業又は通信制の課業に支給額(支給額) (教職調整額を含む) ×支給割合(2/100～5/100)	【内容】 定時制の課業又は通信制の課業に支給額(支給額) (教職調整額を含む) ×支給割合(2/100～5/100)

産業教育 手当	【内容】 農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校で実習を伴う農業、水産又は工業等に専従として担任する教育職員等に支給(支給額)	支給額 【国】 (1) 一般の宿日直 4,400円 (2) 特別の宿日直 5,300～7,400円 (3) 常直 22,000円 ※5時間未満は1/2の額	213,344千円	251,882円	【内容】 農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校で実習を伴う農業、水産又は工業等に専従として担任する教育職員等に支給(支給額)
					【内容】 農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校で実習を伴う農業、水産又は工業等に専従として担任する教育職員等に支給(支給額)
義務教育 等教育 特別手当	【内容】 義務教育等諸学校に勤務する教育職員等に支給(支給額)	支給額 【国】 (1) 一般の宿日直 4,400円 (2) 特別の宿日直 5,300～7,400円 (3) 常直 22,000円 ※5時間未満は1/2の額	3,843,718千円	58,803円	【内容】 義務教育等諸学校に勤務する教育職員等に支給(支給額)
					【内容】 義務教育等諸学校に勤務する教育職員等に支給(支給額)
農林漁業 等教育 特別手当	【内容】 農業等の改良普及事業に從事する農業者若しくは林業者等に支給(支給額)	支給額 【国】 (1) 一般の宿日直 4,400円 (2) 特別の宿日直 5,300～7,400円 (3) 常直 22,000円 ※5時間未満は1/2の額	9,979千円	237,595円	【内容】 農業等の改良普及事業に從事する農業者若しくは林業者等に支給(支給額)
					【内容】 農業等の改良普及事業に從事する農業者若しくは林業者等に支給(支給額)
宿日直 手当	【内容】 宿日勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給(支給額)	支給額 【国】 (1) 管理職直(本部当直) 6,100円 (2) 管理職宿直 7,900円 (3) 本署宿直 6,700円 (4) 学校当直 6,200円 (5) 医師宿直 30,000円	1,092,731円	580,572千円	【内容】 宿日勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給(支給額)
					【内容】 宿日勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給(支給額)
管理職員 特別勤務 手当	【内容】 管理職員特別勤務への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午後10時から午前5時までの以外の時間に勤務した場合に支給(支給額)	支給額 【国】 (1) 一般の宿日直 4,400円 (2) 特別の宿日直 5,300～7,400円 (3) 常直 22,000円 ※5時間未満は1/2の額	1,000,108千円	157,995円	【内容】 管理職員特別勤務への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午後10時から午前5時までの以外の時間に勤務した場合に支給(支給額)
					【内容】 管理職員特別勤務への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午後10時から午前5時までの以外の時間に勤務した場合に支給(支給額)
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給(支給額)	支給額 【国】 (1) 4,000～18,000円 超の場合は、9,000～27,000円 (2) 3,000～9,000円 超の場合は、4,500～13,500円	213,829千円	327,456円	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給(支給額)
					【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給(支給額)
休日給 手当	【内容】 休日勤務した場合に支給(支給額)	支給額 【国】 (1) 一般の宿日直 4,400円 (2) 特別の宿日直 5,300～7,400円 (3) 常直 22,000円 ※5時間未満は1/2の額	6,869,315千円	141,878円	【内容】 休日勤務した場合に支給(支給額)
					【内容】 休日勤務した場合に支給(支給額)
寒冷地 手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給(支給額)	支給額 【国】 (1) 一般の宿日直 4,400円 (2) 特別の宿日直 5,300～7,400円 (3) 常直 22,000円 ※5時間未満は1/2の額	18,339,043千円	995,927円	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給(支給額)
					【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給(支給額)

## 5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	738,000円(1,476,000円)
副教員	1,205,000円
教員	1,122,000円
報酬	1,030,400円(1,288,000円) 929,600円(1,162,000円) 828,800円(1,036,000円)

## 6 公営企業職員の状況

## (1) 交通事業

ア

職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率 B/A %
合和6年度	54,806,910	2,082,692	26,942,005	49.2	50.0

区分	給料 A 千円	給料 B 千円	給料 C 千円	給料 D 千円	給料 E 千円	給料 F 千円	給料 G 千円	給料 H 千円	給料 I 千円	給料 J 千円	給料 K 千円	給料 L 千円	給料 M 千円	給料 N 千円	給料 O 千円	給料 P 千円	給料 Q 千円	給料 R 千円	給料 S 千円	給料 T 千円	給料 U 千円	給料 V 千円	給料 W 千円	給料 X 千円	給料 Y 千円	給料 Z 千円			
合和6年度	3,043	9,906,197	6,508,322	4,738,017	21,152,536	6,951	7,364																						
(注) 1	1	職員手当には退職手当を含まない。																											
2	2	職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。																											
3	3	時間勤務職員を含み、会計年度任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。																											
4	4	都道府県平均は、令和5年度地方公営企業決算状況調査によるものである。																											
5	5	見込額である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられた。																											
(注) 1	1	特例職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「東京都特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。																											
2	2	知事、副知事及び教育長には、地域手当を一般職員と同様に支給している。																											
3	3	退職手当の(1期の手当額)は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期見込額である。手当は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。																											
4	4	見込額である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられた。																											
5	5	知事、議長、副議長及び議員は、特例条例により、給料・報酬等を減額している。																											
(注) 1	1	(内訳は、減額前の月額である。																											

## (うちバス事業運転手)

公務員				
区分	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
東京都	48.5歳	1,736人	321,345円	559,699円
国体平均	45.8歳	1,092人	310,891円	532,962円

区分	年収ベース(試算値)の比較 C/D	参考
東京都	6,716,384円	5,052,900円
東京都	—	—

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年から令和5年までの3か年平均)

2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

3 平均月収額には、「期末・勤労手当(民間は年間賞与)等を含む。

4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤労手当

東京都		参考(東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額(令和6年度)	1,548 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度)
期末手当	勤労手当	期末手当
2.50 月分	2.35 月分	2.50 月分

(加算措置の状況)

職制上の段階、職務の級等による加算措置

・職務段階別加算 3~20%

・管理職加算 15~25%

(注) (ア) 内は、定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。)に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(令和7年4月1日現在)

東京都		参考(東京都の知事部局等)
(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分

その他の加算措置  
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)  
1人当たり平均支給額 1,724千円 16,884千円  
(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	支給対象職員数(支給割合)
特別区、青梅市	支給割合	20.0%	3,022人

(エ) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	支給対象職員の割合(令和6年度)	手当の種類(手当数)	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
支給実績(令和6年度決算)	75,738 円	76.9 %	2種類	1勤務450~1,200円	支給単価
交替制勤務者等	173,730 千円	3,372,670 千円	乗務員、交替勤務	日額200~250円	支給単価
業務手当	1,151 千円	3,571 千円	交替制勤務等	日額10分につき50円	支給単価
特定現場作業手当	3,571 千円	3,571 千円	技術系職員等	1勤務450~1,200円	支給単価

(オ) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
支給実績(令和5年度決算)	1,129 千円
支給実績(令和5年度決算)	3,372,670 千円

(注) 休日給を含む。

(オ) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職と異なる職の異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	【内容】扶養親族を有する職員に支給 【支給額】(1)子11,500円(子が満16歳までの場合は15,500円) (2)配偶者又はパートナー・シングル(親の相手当方3,000円(親長級には支給されない)) (3)父母等6,000円(課長級は3,000円)	(1)度別めいかく満22歳年度末までの場合は15,500円 (2)配偶者又はパートナー・シングル(親の相手当方3,000円(親長級には支給されない)) (3)父母等6,000円(課長級は3,000円)	同じ	289,017 千円	192,807 円
住居手当	【内容】自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上のお家賃を払っている世帯主等に支給 【支給額】当該世帯主年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 15,000円	当該世帯主年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 15,000円	同じ	15,756 千円	189,836 円
【内容】専門的な知識を必要とする採用による人員補充が困難である等の事情がある医師に支給 【支給額】53,400~179,800円 ※原則、大学卒業後40年間	同じ	同じ	189千円	※	

【内容】 運賃等の負担を常例とする職員又は、オートバイ等の交通用具の使用を常例とする職員に支給	【支給額】 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額(1ヶ月当たり限度額150,000円) (1) 交通用具使用者 に応じた定額(①)×6月 ①一般: 2,600~15,000円 ②障害者: 4,500~37,200円 (2) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1ヶ月当たり限度額150,000円)	通勤手当 原則として、6ヶ月定期券額(1ヶ月当たり限度額150,000円) (1) 交通用具使用者 に応じた定額(①)×6月 ①一般: 2,600~15,000円 ②障害者: 4,500~37,200円 (2) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1ヶ月当たり限度額150,000円)	同一	—	405,199 千円	136,707 円
【内容】 公署を異にする異動、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員とならつたことにより、転居して、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、自身で生活することを常とし、支給する職員に支給	【支給額】 基礎額 30,000 円 (1) 加算額 6,000~70,000 円 (2) (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算) 基礎額 30,000 円 (1) 加算額 6,000~70,000 円 (2) (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算) 基礎額 3,000 円	单身起住手当 【内容】 在宅勤務の職員の自宅又は要介護者の自宅等で、正規の勤務時間を除く、の全部を勤務することを3ヶ月以上(休日を除く)の期間にわたり平均10日を超過して命ぜられた職員に支給	同一	—	—	—
【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給	【支給額】 22,600~24,800 円	在宅勤務手当 【内容】 管理職のうち特に指定するものに支給	同一	—	—	—
【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給	【支給単価】 6,100 円	宿日直手当 【内容】 指定職給料適用職員・管理職務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に、支給	同一	—	35,155 千円	1,065,304 円

【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務したことを命じられた職員が勤務した場合に支給	【支給額】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	夜勤手当 【注】 交通事業、高速電車事業及び電気事業では、複数の事業に關係する職員があり、支給美織は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。
64,690 千円	44,924 円	